

目次

第3編 津波災害対策編

第1章 総則			
第1節	計画の目的	津波-1	
第2節	計画の方針・構成	第1項 計画の方針	津波-2
		第2項 計画の構成	津波-5
		第3項 計画の修正	津波-6
		第4項 計画の周知	津波-6
第3節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	第1項 実施責任・処理すべき事務又は業務の大綱	津波-7
		第2項 住民の責務	津波-20
		第3項 自主防災組織の責務	津波-20
		第4項 企業防災の促進	津波-20
第4節	防災をめぐる社会構造の変化と対応	第1項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	津波-21
		第2項 災害及び社会構造の変化と対応	津波-21
第5節	市の概況と災害想定	第1項 市の概況	津波-22
		第2項 災害の想定	津波-25
第2章 災害予防計画			
第1節	都市防災構造の強化	第1項 土地利用計画	津波-31
		第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画	津波-32
		第3項 公園・緑地整備計画	津波-32
第2節	海岸・河川等の整備と管理	第1項 河川対策	津波-33
		第2項 海岸の整備	津波-34
第3節	道路等交通関係施設の整備と管理	第1項 道路施設等の点検・整備計画	津波-35
第4節	ライフライン施設の機能確保	第1項 上水道、下水道施設災害予防計画	津波-36
		第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画	津波-36
第5節	情報の収集・連絡体制の整備	第1項 無線通信施設整備計画	津波-37
		第2項 災害時優先扱いの電話（有線通信設備）等整備計画	津波-37
		第3項 各種防災情報システムの整備等	津波-37
		第4項 広報、広聴体制の確立	津波-38
		第5項 津波監視体制の整備	津波-38
第6節	活動体制の整備	第1項 宮崎市防災会議運用計画	津波-39
		第2項 宮崎市災害対策本部組織計画	津波-39
		第3項 初動体制確立への備え	津波-39
		第4項 広域応援体制等の整備・充実	津波-39
		第5項 航空消防防災体制の整備	津波-40
		第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	津波-40
第7節	避難収容体制の整備	第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定	津波-41
		第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備	津波-41
		第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除	津波-44
		第4項 避難誘導體制の整備	津波-44
		第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知	津波-44
		第6項 指定避難所の開設運営体制の整備	津波-44

	第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備	津波-44
第8節 要配慮者等安全確保体制の整備	第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策	津波-45
	第2項 在宅の要配慮者対策	津波-45
	第3項 避難行動要支援者対策	津波-45
	第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	津波-46
第9節 救急・救助及び消火活動体制の整備	第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策	津波-47
	第2項 防火管理体制の強化対策	津波-47
	第3項 予防指導・査察計画	津波-47
	第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策	津波-47
	第5項 救急・救助体制の整備	津波-47
第10節 医療救護体制の整備	第1項 災害時医療体制の整備	津波-48
	第2項 医療施設・設備の整備	津波-48
	第3項 医薬品等の確保	津波-48
第11節 緊急輸送体制の整備	第1項 緊急輸送道路の整備	津波-49
	第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	津波-49
	第3項 緊急輸送体制の確保	津波-49
第12節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備	第1項 給水体制の整備	津波-50
	第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	津波-50
	第3項 資機材等の供給体制の整備	津波-50
第13節 防災知識の普及	第1項 防災知識普及計画	津波-51
	第2項 職員に対する防災知識普及	津波-52
	第3項 住民に対する防災知識普及	津波-52
第14節 自主防災組織等の育成強化	第1項 自主防災組織の活動促進・支援	津波-53
	第2項 自主防災組織の育成計画	津波-53
	第3項 企業等における防災活動の推進	津波-53
	第4項 地区防災計画の策定	津波-53
第15節 防災関係機関の防災訓練の実施	第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練	津波-54
	第2項 各種防災訓練計画	津波-54
	第3項 防災訓練の検証	津波-55
第16節 ボランティアの環境整備	第1項 活動支援体制の整備	津波-56
	第2項 ボランティアの養成・登録	津波-56
第17節 津波災害に関する調査・研究等の推進	第1項 調査・研究の推進	津波-57
	第2項 調査・研究項目	津波-57
	第3項 災害教訓の伝承	津波-57
	第4項 各種データの保存・整備	津波-57
第3章 災害応急対策計画		
第1節 活動体制の確立	第1項 災害対策組織計画	津波-58
	第2項 職員配備計画	津波-81
	第3項 地震・津波時の初動体制・活動	津波-85
第2節 水防計画	第1項 水防計画	津波-89
第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	第1項 災害情報の収集・伝達	津波-90
	第2項 被害状況の調査・伝達	津波-99
	第3項 被害情報の報告	津波-99
	第4項 通信手段の確保	津波-99
第4節 災害広報活動	第1項 住民に対する広報活動	津波-100
	第2項 報道機関に対する広報要請	津波-100
第5節 応援要請・受入れ	第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保	津波-101
	第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ	津波-101
	第3項 他市町村への応援の実施	津波-101
	第4項 協定に基づく応援派遣要請	津波-101
	第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請	津波-102

	第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請	津波-102
	第7項 緊急消防援助隊等の応援要請	津波-102
第6節 避難収容活動	第1項 避難に関する情報の伝達	津波-103
	第2項 警戒区域の設定	津波-103
	第3項 避難誘導の実施	津波-104
	第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営	津波-104
	第5項 要配慮者への配慮	津波-104
第7節 救助・救急及び消火活動	第1項 救助・救急活動	津波-105
	第2項 消防計画	津波-105
第8節 医療救護活動	第1項 医療体制	津波-106
	第2項 搬送体制の確保	津波-106
	第3項 医療情報の確保	津波-106
	第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策	津波-106
第9節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第1項 交通規制の実施	津波-107
	第2項 緊急輸送道路の確保	津波-107
	第3項 緊急輸送	津波-107
	第4項 車両等の確保	津波-107
	第5項 航空輸送・ヘリポートの開設	津波-107
	第6項 鉄道輸送	津波-108
	第7項 海上輸送	津波-108
第10節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	第1項 食糧供給計画	津波-109
	第2項 給水計画	津波-109
	第3項 生活必需品等供給対策	津波-109
第11節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動	第1項 防疫・保健衛生対策	津波-110
	第2項 衛生対策	津波-110
	第3項 被災動物対策	津波-110
	第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策	津波-110
	第5項 障害物除去対策	津波-111
	第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	津波-111
第12節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	第1項 行方不明者の捜索	津波-112
	第2項 遺体収容所の開設と運営	津波-112
	第3項 遺体の火葬・埋葬	津波-112
第13節 応急住宅対策	第1項 被災建築物等の危険度判定	津波-113
	第2項 住宅の応急修理	津波-113
	第3項 応急仮設住宅の建設	津波-113
	第4項 公的住宅等の空き家の活用	津波-113
	第5項 広域避難及び広域一時滞在	津波-113
第14節 社会秩序の維持	第1項 公安警備計画	津波-114
	第2項 帰宅困難者対策	津波-114
第15節 被災者のニーズ把握と情報提供	第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供	津波-115
	第2項 相談窓口の設置	津波-115
	第3項 安否情報の収集・提供	津波-115
第16節 自発的支援の受入れ	第1項 ボランティア活動の受入れ	津波-116
	第2項 義援物資・義援金の受入れ	津波-116
第17節 公共施設等の応急復旧活動	第1項 道路・橋梁	津波-117
	第2項 河川・内排水施設	津波-117
	第3項 その他の公共施設	津波-117
	第4項 二次災害の防止	津波-117
第18節 ライフライン施設の応急復旧活動	第1項 上水道施設災害対策	津波-118
	第2項 下水道施設災害対策	津波-118

	第3項	ガス、電力、通信施設の災害対策	津波-118
第19節 文教対策	第1項	応急教育	津波-119
	第2項	応急保育	津波-119
	第3項	文化財応急対策	津波-119
第20節 農林水産災害応急対策	第1項	事前及び事後対策	津波-120
	第2項	農業用施設等応急対策	津波-120
	第3項	農産物対策	津波-120
	第4項	畜産対策	津波-120
	第5節	林産物対策	津波-120
	第6節	水産対策	津波-120
第21節 災害救助法の適用	第1項	災害救助法の適用	津波-121
	第2項	滅失世帯の算定	津波-121
	第3項	災害救助法の適用手続き	津波-121
	第4項	災害救助法による救助の内容等	津波-121
	第5節	救助業務の実施者	津波-121
第4章 災害復旧・復興計画			
第1節 災害復旧対策本部の設置	第1項	災害復旧対策本部組織計画	津波-122
	第2項	職員配備計画	津波-122
第2節 復旧・復興の基本的方向	第1項	復旧・復興の基本的方向	津波-123
	第2項	被災の程度に応じた基本的方向	津波-123
第3節 迅速な現状復旧の進め方	第1項	公共施設災害復旧事業計画	津波-124
	第2項	災害復旧事業に伴う財政援助	津波-124
	第3項	激甚災害の指定	津波-124
第4節 計画的復興の進め方	第1項	災害復興方針・計画の策定	津波-125
	第2項	災害復興事業の実施	津波-125
第5節 被災者の生活再建等の支援	第1項	被災者への広報及び相談窓口の設置	津波-126
	第2項	罹災証明書の発行	津波-126
	第3項	生活確保資金の融資等	津波-126
	第4項	税対策等による被災者の負担の軽減	津波-126
	第5項	雇用の確保	津波-126
	第6項	災害復興基金の設立	津波-126
第6節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	第1項	中小企業等の復興支援	津波-127
	第2項	農林水産漁業の復興支援	津波-127